

令和3年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第5号

令和3年9月30日(木)

---

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	まちづくり政策課長	伊藤	義継君
復興定住推進課長	武藤	亨介君	税務課長	小野	純一君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	地域整備課長	三浦	光君
会計管理者	片倉	剛君	学校教育課長	菅野	直人君
社会教育課長	赤間	良悦君			

---

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

---

議事日程第5号

令和3年9月30日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 一般質問〔2人 5件〕  
◎一般質問通告順  
6. 10番 高橋重信議員  
7. 7番 熱海文義議員
- 日程第3 同意第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第58号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 閉会中の所管事務調査
- 

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問〔2人 5件〕  
◎一般質問通告順  
6. 10番 高橋重信議員  
7. 7番 熱海文義議員
- 日程第3 同意第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第58号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 閉会中の所管事務調査
- 

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、6番田中みつ子議員及び7番熱海文義議員を指名いたします。

---

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

10番高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、10番高橋重信、一般質問を行います。

大綱1番、安全通路の確保の要望に対しまして質問いたします。

粕川後沢田畑に民間業者による定住促進事業となる分譲宅地開発（けやき坂ガーデン）が平成30年に造成工事が行われ、令和元年6月に分譲宅地29区画が完成いたしました。現在、25世帯が建設され、21世帯が入居されております。令和元年の台風19号により吉田川の堤防が決壊し、甚大な被害をもたらし、けやき坂ガーデンの県道側の出入口が冠水をいたしまして内水が1.5メートルの高さとなり、車両と歩行者を閉じ込めました。入居者の方から区長さんを通しまして町に車や歩行者の抜け道が団地の上部に欲しいとの話がありまして、せめて歩行者だけでもつくってほしいと再三にわたる要望を区長さんのほうから町にありました。安全安心できる生活環境としての通路が必要であると考えますが、所見をお伺いいたします。

大綱2番目、グローバル化の中で外国人との共生について質問いたします。

ここ数年はグローバル化のもとに国際化が進んでおり、日本に数多く来ております。来日している外国人は大まかに3通りあります。まず1番目、東北大学の日本の国費留学生、2番目に個人のお金で日本語学校へ入学してくる自費留学生、3番目に技能を学んで帰国してもらった技能支給制度の方法などで来日しております。日本の文化や習慣、宗教との価値観の違いがあり、習慣の違いが大きい国籍の方も町内では数多く見られます。

まず1つ目、国籍はどこで、どのような職種で、どのような関連で来ており、何人大郷町にいらっしゃるのか。

また、②番、空き家の多い農村地域は土地の価格が格安であり、外国人が購入していると聞きますが、この町はどのようになっているのか。

3番目、外国籍の文化も宗教も習慣も違う移住定住者が増えてくるような場合には生活環境の整備、またトラブルや犯罪の発生も考えられることから条例化が必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの高橋重信議員の交通安全交通路の要望の質問でございますが、お答えいたしたいと思っております。

けやき坂の住民については、民間による分譲事業になってございま

す。進入路は県道側の1か所しかないことから区長さんからの要望により開発業者も交えて別の進入路や横断歩道設置などについて解決策を模索してまいりました。分譲地の側面に進入路を設けますと、現在分譲している区画を変更するなど事業者の協力が不可欠となっておりますことから、引き続き協議してまいりたいという考え方、町も相手方もこのような考えであるようであります。

いずれにしても、住宅開発事業者に対しましては、本町の人口減少対策に多大の御貢献により町としても深く感謝を申し上げているところであります。これからは、もう明日から年度の折り返し時点にございます。このような計画事業申請がある場合には、その時点で関係する課が課題を共有して相手方の立場に立ってスピーディーな事務処理をすることが望ましいと考えているところであります。関係する課、申請者含めて、その時点である程度の方向性が出るような環境を構築してまいりたいとただいま考えているところでございます。

大綱2番目のグローバル化する外国人との共生についてであります。が、(1)につきましては、8月末現在でベトナム人25人、パキスタン24人、中国11人など12か国から合計90人が住民登録してございます。在留資格を見ますと技術実習が34人です。全体の4割ほどとなっておりますが、職種につきましては、把握してございません。

(2)につきましては、8月末現在、空き地・空き家バンクの利用登録者に占める外国人は全体の3%で4人となっております。契約の実績はございません。今後は、空き地・空き家バンク利用登録者の本町に対するニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

(3)につきましては、外国人に限らず生活環境の多様化や地方定住などによって文化や習慣などが異なる方々も増えてございますが、地区コミュニティーなどを通じた互いに暮らしやすい環境づくりが必要だと考えておりますので、行政といたしましても各行政区長並びに住民とのいろんな懇談をする時間も必要だというふうに思っておりますが、今日でまん延防止等特別措置法も解除になりますので、少しずつ元の生活環境に戻ってまいれることを我々も念頭に置きながら行政サービスを進めてまいりたいと考えているところであります。以上です。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） まず再質問、安全通路の確保についてなんです。要はここに大分早い時期から居住者が発生しまして、台風災害を危惧したわけなんです。本当にここを、分譲地が売れるのかなと。ただ、い

ろんな形でここまでいろいろな方が居住していると。その中で大変危険であるという強い要望が区長さんのほうにありました。要は今回私が質問したのは、その申請関係の書類ですか、それが町、業者、県という関係に関しては、ここに住んで危険を感じた住民の人は一切関係ないわけです。何とかしてもらわなきゃいけないということで再三区長さんが来ているわけなんです、要は町の担当課のほうにお願いしたいわけなんです、県への許認可は進入路が1か所であると、自然災害がいつ起きるか分からないという状況なわけなので、2か所にしていただきたいと。担当課が県のほうに出向きまして、このけやき坂ガーデンの置かれている状況、県道からの進入路は交通量が大変多くて、大和警察署でも子供の歩行、通学は大変危険であるとの認識があります。県に説明とおわびをして許認可を受けて業者の申請に応え、また地域、そこの住民の人にも安心できる暮らし向きにもっていくべきかと思うんですが、この辺の見解を何とかひとつよろしく願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

今回の本事業については、当然民間の分譲地でございます。分譲地の形状といいますか、あそこのつくりが一带を囲むような形で分譲が行われているという形になっていることから、実際進入路については、県道入り口側1か所だけが設けられているということになっております。これまで区長さんの要望を受けた中で、町長答弁にもありましたが、再三協議のほう、事業者とともに検討してきたところでございます。実際に仮歩道というのを設けたこともございましたけれども、民間の分譲が進む中において、なかなか正式な道路については、設置するのが難しいような状況でございます。実際に正式なといいますか、道路を設けるとすれば、あの区画の形状を崩した中で設置せざるを得ないというような形になるかと思っておりますので、そこは事業者との調整の中で、どこまで譲歩できるのかといったことを協議してまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 今、あそこの事業者が申請したのは1万平米以内ということなんですが、企業は、要は利益を出して、それで納税をして社会に何らかの形で貢献しているわけですよ。私、今の課長の答弁の中で県のほうに出向いて今の現状、県とすれば危険な、子供たちをそのま

まに、これは決まりだからこのままやってもらわなきゃいけないという、そういう回答しかないのかなど。要はここに住んでいる子供たち、いかにして何とかしなきゃいけないと、そういう観点から考えた場合、それが納税している町民の町に対する信頼かなと思うんですが、県のほうに行くという、出向くという、その辺の考えはどうなんでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） その点につきましては、改めて県とも相談したいと思います。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 町長に答弁求めますが、今回の区長さんのほうに来られた方の中で、大郷町は冷たい町だと、あるいは移り住んで失敗したと、そのような話もちらっと聞きましたが、このような評価を受けて大郷町はいいはずはないと思います。町長が町民第一を掲げて町民の目線で町を見ると、あるいは町民の方を見ると強く公約がありましたし、またそれが庁舎の中にもあらわれておりますが、町長、この事業このまま放っていい、先ほどの答弁の中に何とかしたいということなわけなんです、私は区長さんのほうに、この一般質問終わりましたら、何とか町でやる方向に決まりましたと、そういう報告したいと思うんですが、この辺の見解いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 1回目にも申し上げてございますとおり、ただいま協議中だという事務方の報告でございますので、今後1区画を犠牲にして、そこに進入路を付け替えるということになれば可能だということでもあります。そうしますと全体構想が変わってくるということからちゅうちょしているようでありますので、だから申請の時点で安全対策という、環境という、また美観ということからしても、もう少し1歩も2歩も行政としてのチェック機能が必要だということを強く申し上げます。

今後、明日から新たな行財政改革も必要になってきているということでございますので、みそ汁も時間がたつと味も変わってくるわけでありまして、行政も同じであります。そういうことも踏まえながら、新たな田中の5期目に向けての行財政改革も含めてスピーディーに相手方に対応が早いなどと言われるような行政改革を進めてまいりますので、この件につきましては、ここで投げたわけではございませんの

で、これからが大事な時期であるというふうに考えておりますので、どうぞその辺も議員の立場から相手方のほうにも御理解と御協力が得られるようお願いを申し上げたいと思います。よろしく願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 分かりました。今後、町としても何か申請、いろんなものが上がってきた場合、先々も考えて、しっかり指導していただいて、これでいいのかと、何か後からなんだかんだトラブルないのかと、そういう町の在り方、指導をしていただきたいと思います。

次、2番目の再質問を行います。

外国人ね、いろんな方が大郷にも入ってきているわけなんですけど、要は医療関係で来られた方がちょうど自転車で職場に行き帰ってくるわけなんですけど、たまに、土・日ですね、ちょっと仙台のほうに買い物にいきたい、あるいは何か食べてきたいと、そうなった場合、交通手段が大郷にはなかなか便利なものがなくて、せめて住民バスが動いてくれればいいんですが、その辺もないわけなんですけど、今までそういう何かいい手段、交通手段はないのかという話、町のほうに連絡なかったでしょうか。

議長（石川良彦君） これは通告外ですが、誰に……。

10番（高橋重信君） もし、答えられる範囲の中でお願いします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 公共交通機関という意味での御質問かと思いますが、これまで外国人の方からそういったお問合わせ等はいただいたことはございません。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 今現在ですね、この方たちは松島町のほうに居住を移したそうなんですけど、今後そういう形で来られる方が大郷にも増えるようであれば何らかのそういう対応も必要かなと、そのように考えるわけなんですけど、これは今議長言われたように通告にないということなんで。

もう一つ、ちょっと関連なんですけど、要は大郷町の中に駐車、車がはみ出して駐車している部分がありまして、警察署のほうから何度か出向いたようなんですけど、この辺のクレームは町のほうに入っておりますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

外国人の経営している中古の、中古車両の置き場の件についての苦情等は入ってございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 入ってないんですね。町のほうには。間違いなく警察官の方が出向いて注意したというような話を町民の方から聞かされたので、今後その辺の町の景観、いろんなものがそういう形であると、放っておかれると、やっぱり移住を考えた場合になかなか大郷を、住むには違うほうがいいんじゃないかというような話にもなりますので、この辺しっかりと対応していただきたいと思います。

要は日本の文化、法律、その辺もきちっと励行していただける外国人の方であればいいんですが、そうじゃないといろいろな形でトラブル、日本全国いろいろな形でそういうトラブルも、スマホなどを拝見しますと出ておりますので、今後大郷もどのように進んでいくのか。農業を基盤とする町が違う方向にあるんでは、ちょっとあまりにも自然、自然豊かな大郷、私は大変寂しい思いになりますので、この辺はしっかりとやっていただきたいと。

それで、大郷でも平成21年にそういう条例、条例というかそういうものができたのかなと。外国人じゃないんですけれども、そういう人たちが何かトラブルならないようにということ、それをさらにちょっと今の人に取り扱いを変えて、国際化の中でそういう方たちがきちっとした生活を、あるいは大郷の人たちとも、要はお互いに生活できるような、そういう基盤をつくるためにも条例が必要かなと思うんですが、その辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 条例、何の、具体的に、何が課題となってどういうふうな条例ということですか。

10番（高橋重信君） 犯罪が大分多くなってきているんですよ。大郷ではそういうのはまだないようなんですが、あるいはそういう状況も習慣も法律もいろいろな形でない方たちが入ってくるので、そういう人たちが何とかするためには条例が一番いいのかなと。

議長（石川良彦君） 高橋議員、ちょっと先入観あるのかなと思うんですけれども、外国人の方に対しての蔑視差別的な発言とそれから考えのもとでの意見かなと思うんですが、大丈夫ですか。外国人の方々だけ犯罪というわけではないので、そこに特化した条例というのは恐らく難しいと思うんですけれども、どうですか、これ。

とりあえず答弁を求めます。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 先ほど平成21年というお話でしたので、恐らく大郷町安全安心まちづくり条例のことを話しているのかなとは思いますが、この条例理念は、安全安心なまちづくりは町・町民及び事業者が自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守るという意識を持ち、町・町民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、相互に連携を図りながら協働して取り組むことによって安全で安心な地域社会を実現することを基本理念とするという条例でございます。

この理念に基づきまして、外国人の方も住民登録をされておれば町民の方でございますので、それぞれ、あとお勤め先も町内企業であれば事業主の方がそういった外国人を指導していただき、日本の習慣や、習慣等になじんでいただくような生活を送っていただければと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10 番（高橋重信君） 今、総務課長が言われたやつは私も拝見しまして、要は、今は大分外国人の方が入ってきて現状を踏まえた対応が必要なのかなと思って質問したわけなんですけど、要は住まいが明らかになっていない方も出てきているのかなと。要は大郷を、移住・定住を考えて人口増を図るためには、やっぱりよそから来た方があまりにもそういう形で多いと、しっかりとした外国人の方であればいいんですが、そうじゃないとなかなか難しい方向に進んでしまうので、その辺を思うから一般質問したわけなんですけど、今後町としても大郷にそういう方たちが住んでくるのであればしっかりと把握して、大郷の町が、そういう文化なりなんなりを、法律なりをしっかりと守っていただけるように、そういう指導をしていただきたいと思いますけど、最後にその辺の見解をお聞きして一般質問を終わります。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 我が町は小さな自治体でございますけど、職員数もかなり、100名程度と少ない状況でございます。その中であって、主に先ほど町長が申し上げました外国人の場合、東南アジア地域が多いわけなんですけど、そちらのほうの現地語を話せる職員が少ない、もしくははないということで直接的な指導はできかねますので、ぜひともその辺は雇い主である企業さんのほうで指導をしていただければと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 以上で、一般質問を終わります。

議長（石川良彦君） これで、高橋重信議員の一般質問を終わります。

次に、7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 皆さん、おはようございます。ラストバッターでございますので、丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。大綱3点についてお伺いします。

1点目、新型コロナウイルス感染対策についてということで、9月に入ってから全国の新型コロナウイルス感染者の人数が減り始めていますが、まだこれをつくった時点では緊急事態宣言中ですが、今日までまん延防止等特別措置も解除となりますが、まだまだ予断を許さない状況である。そこで、3点についてお伺いします。

1. コロナ感染は酒類を提供する店だけが悪いように報道されておりますが、本当にそうなのか。県や本町で感染した人たちの感染履歴など調査したことがあるのか、なければ早急に調査し、調査したことがあるのであれば、その内容について、どうして感染したのか町民にある程度注意喚起すべきではないでしょうか。

2. コロナワクチン接種を2回摂取しても抗体がゼロ%という人が少なからずいるそうなので、心配する方々のためにも抗体検査ができる医療機関はどこなのか、また料金はどのくらいかかるのか。

3番、全国の小中学校でオンライン授業での子供たちの感染対策を行っているが、本町の小学校・中学校でのオンライン授業の実施はどうなっているのか。

大綱2番目、防犯カメラについて。

1. 庁舎の防犯カメラはすぐにパソコンでチェックできますが、他の主要交差点や道の駅など犯罪が起きた場合の早急なチェック方法はあるのか。

2. 計画的に2台とか3台設置する考えはないのか。

また、ドライブレコーダーを使って犯罪防止につながるとは思いますが、そのドライブレコーダーに補助金などの考えはないのか。

3. 公約について。縁の郷にアスレチックパークを新設することのことだが、次のことについてお伺いします。

1番、縁の郷のどの場所にアスレチックパークを考えているのか。

2. 建設に幾らぐらいを見込んでいるのか。年間にかかる管理費についての財源はどうするのか。

3番、アスレチックパークだけではなく公園などの新設も検討しているのか。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。初めに。町長。

町長（田中 学君） それでは、熱海議員の大綱1番目の新型コロナ関係であります。が、(1)の新型コロナウイルス感染症の感染履歴に関しましては、保健所で行うこととなっており、保健所が感染履歴の調査を行ってございます。その中で多数の感染者が判明した場合、集団感染（クラスター）として、どのような状況で感染したかを公表し、広く注意喚起してございます。

酒類の提供については、多くの店では業種別ガイドラインに沿った営業を実施しているものの、一部の対策を怠った店舗や利用者が多くなならないこと、他の飲食に比べ長時間同じ場所にとどまること、飲酒された方の移動、履歴調査が困難な事例が多いことによると思われま

す。

(2)の抗体検査は、できる医療機関は県内に数か所ございます。料金は5,000円から1万円前後となっているようでございます。

次の(3)につきましましては、教育長から答弁をさせていただきたいと思

います。

大綱2番目の防犯カメラの御質問であります。が、(1)につきましましては、総務課で所管している防災カメラは町内主要交差点に14台設置してございます。

防犯カメラの映像確認は各カメラに広く媒体が内蔵されてございますので、カメラの設置場所にパソコンを持参し、有線でパソコンと防犯カメラをつなぎ、内容を確認する方法でございます。警察などからの捜査協力依頼があった場合は迅速に対応してございます。

(2)につきましましては、現在町内主要交差点には設置済みのため、導入やその後の維持管理費も考慮した上で効果的な場所への増設や、より高性能の機種への変更などを検討しているところであります。

ドライブレコーダーにつきましましては、通行事故が起きた際に状況記録やあおり運転対策、車上荒らし対策など自己防衛に寄与する面が大きいと考えてございます。また、記録された映像が被写体の了解なしにSNSなどで投稿される可能性もあり、新たな問題も含んでございます。したがいまして、公費による補助制度設立の計画は考えていないところであります。

(3)私の公約でございます(1)のアスレチックパーク構想につき

ましては、縁の郷プロジェクトとして町道縁の郷線東側と町道東成田長福寺線の南側、町道中村川内線に囲まれた旧大郷牧場位置など約100ヘクタールの町有地、牧野組合所有地を候補地として、これから具体的な検討に取りかかるところであります。これは昨年将来を担う町の活性化のためにパソコンで学んだ小学校6年生の子供たちのアイデアを将来に生かすプロジェクトとして考えているところであります。

(2) 及び(3)につきましては、この縁の郷プロジェクト構想、アスレチックパークだけでなく先ほど申し上げました100ヘクタールの中でパストラル縁の郷、貸し農園及び縁ホースパーク、既存の施設も含めて11のアクティビティゾーン、要するに「活動」「遊び」「体験」に区分けしたものを構想しており、今後その構想のグラウンドデザインの作成、協議会の設立、運営等にかかる経費については、予算を計上させていただくことを考えてございます。

また、これからの協議の中で最低限のインフラ整備などについては、町負担が発生してくる方向になることも含め、それらの調整を図りながら、それぞれのアクティビティについて民間の事業者の投資・運営により実施いただけるよう進めてまいりたいと考えているところであります。

現在の厳しい本町では、町の財政だけでこのような事業は進められませんので、地方創生総合交付金なども活用した、国の補助・助成を活用して自力・他力を有機的なつながりをもって目的を達成したいと考えております。

このようなプロジェクトが大郷らしい農業を核とした健康的で自然と共有した子供たちが、自然を活用した学びの中で、また遊びの中で都会人や地方人も、また他人も自分も互いに触れ合い、認め合う人間として大切な忍耐や緊張感などを達成できるものと自負しているところでありますので、よろしくどうぞ御協力を賜りたいと思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 大綱1、(3)について答弁いたします。

(3) のオンライン授業の実施につきましては、小中学校でタブレット端末を使った授業づくりや小中学校間等で先生方がオンライン研修を行うなど、臨時休業時に在宅でタブレット端末を活用したオンライン授業が実施できるように準備を進めております。今月ICT教育推進委員会を開催し、今後のスケジュール等を検討いたしました。非常時にあっても子供たちの学びを保障するため、スピード感をもってオ

ンライン授業の実現に取り組んでまいります。以上でございます。

議長（石川良彦君） ちょっと待ってください。

再質問の前に確認しておきます。今1番の新型コロナウイルス感染症対策についての（2）番目の答弁におきまして、抗体検査のできる医療機関を県内に数か所あるという答弁をいただきましたが、通告書には抗体検査ができる医療機関はどこなのかということで通告されておるんですが、保健福祉課長にお伺いします。具体的に分からないということなんですか。5か所しか分からないということですか。分かるの。分かるのであれば、どこなのかという質問なので具体的に教えてください。

保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 今、手元にある資料で仙台市に5か所ほどございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

午 前 10時47分 休 憩

午 前 10時57分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、先ほどの1回目の質問に対する答弁の捕捉を保健福祉課長にお願いします。

保健福祉課長（鎌田光一君） 抗体検査のできる機関としまして厚労省のほうに登録されているもので、いずれも仙台市でいずみ野村ファミリークリニック、渡辺内科胃腸科医院、めざきクリニック、七郷クリニック、佐々木悦子産婦人科クリニック、あとこちらのほうで独自に調べたところ、多賀城市にも1か所、多賀城あかぎクリニックというところで抗体検査を受けられるということになっております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） それでは、再質問したいと思います。

感染履歴について、保健所のほうで調査を行っているということですが、最近では本町でも感染者がゼロということが続いているんですが、その前はぽつぽつと1人ということを出ているんですけども、1人1人出たやつはないんですか。保健所、全部保健所任せなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

保健所から町に来る情報としましては、公表される内容のみの内容で

しか報告ありません。ですので、調査する権限もありませんし、調査する機会もございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） いや、町でもし出たとき、保健所に聞くことはできるんでないの。できないんですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 町で発生した場合には、保健所から町のほうに報告があります。今日発表、何名ということで、その内容については、先ほど申し上げた範囲内でしか報告はありません。以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 出たときに、保健所から何名ということで出たということだけしか報告がないんですか。こちらからはどういう状況だったのか聞くことはできないんですか。報道では酒の提供をやっているところだけがとても悪いように言われているんですけれども、本町の場合の感染って、そういうところに行かないような人もなっていると思うんです。だから違う場所で、こういうことになったよというようなことを調査するべきでないのかと思ったんですけれども、いかがですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

保健所から来る情報で、プラスアルファでの情報提供というのは過去においてクラスターが生じた場合、そこの滞在者であったとかそういった程度であって、ほぼ町に来る段階においての感染履歴の状況については、現在調査中という報告でしかありません。ですので、町としては、調査するすべもございません。以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） クラスターというのがあって、そういう情報しかないというんだけど、例えばクラスター、どこの施設でなったとかという報告もないんですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。具体的にはございません。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 次に抗体検査できる機関が仙台、多賀城ということだったんですけれども、もう少し調査してもらいたいなど。今休憩所で聞いていたら利府にもあるような話も聞いているので、そういうところ

で抗体検査、抗体検査見ますというのを提示してほしいんです。報道機関を見ていたんですけれども、今回一般質問で料金幾らかかんだべと思ったんですが、テレビ局では3,300円だそうです。そういうのを分かれば、じゃ3,300円だったら行きましようかというようになるんで、仙台だと遠いからわざわざ行くこともないのかなと、そのように思うので、その辺の近くの抗体検査できるようなところを調べていただけませんか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。できる範囲で情報収集したいと思います。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） テレビなんかでアルコールを飲酒される、それからたばこを喫煙される方、ほとんど私に当てはまっているんだけど、そうすると抗体が100%でなく80%ぐらいにしかならない。半年後には、もう80%を切るというようなことだったので、ぜひその辺を、できれば早めをお願いしたいと思います。

それから、学校のオンラインのほうは実現に取り組んでいくということだったので、よろしくをお願いしたいと思います。

次に防犯カメラについてなんですけど、2年度か、2年度に道の駅の駐車場につけたということで、今年は道路沿いにはつけてないんですけれども、これから本格的につけていただけたらいいなと思っていたんです。町長は前に他の町村の境あたりにつけたいということだったんですが、それも先行してやってもらいたいんですけれども、チェーン脱着場ありますよね。夏の間は閉まっているんですけれども冬の間には開けますよね。そうすると、そこに不法投棄していく人がいっぱいいるわけですよ。予算もあるから大変だと思ったんですけれども、そういうところにもいづれ設置していただきたいんですが、そういう考えはございませんか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 先ほど町長が答弁したとおり、防犯カメラ14台につきましては、主要交差点並びに大郷小学校の周辺についてございます。それで今後の計画としては大郷町から出る、入るところ、町外に出る道路を基本としてつけていきたいと考えております。

ただ、先ほど御提案ありましたチェーン脱着場につきましては、我々には捜査権というものがございませんので、設置者がそれを見て犯人

の特定というようなことをする権限がございません。ですので、そういったものは警察当局のほうにお願いせざるを得ないものですから、もし不法投棄だけの監視のためにつけるといのは費用対効果的にいかなものか、どうなのかなということを鑑みれば必要最低限なものにつけるとしても、今後計画的に、先ほど言いました町村境を優先順位の初めのほうとして少しずつではありますが、つけてまいりたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 優先順位はそのとおりでいいと思うのですが、行政のほうでもし不法投棄なりつけられないというのであれば、例えば、例えばですよ、大きな声では言えないですけども看板を立てて、看板を立てて、カメラ設置したとかそういうのを立ててカメラの格好をしているようなものがあれば抑止につながると思ったんですが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

今、議員御指摘のありました看板とかそういったものについては、現在ものそのものもございませぬ。チェーンの脱着場とかにつけたことはないんですけども、地区の衛生組合長さん、衛生組合長さんからの要望等によりまして、設置できる場所・できない場所ございませぬが、できるところであって効果が確認できるようなところであれば、設置のほうは十分検討できるものと思います。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ぜひお願いしたいなど。

あと、このドライブレコーダーなんですけれども、値段的に高いもので3万ぐらいだということだったんです。この機器に使うものだというものは分かるんですが、例えば前の車がなんか、そうでなくても不法投棄やったというのをしている場合、そういう場合に、町民からこういうことをやった車がありますよとか提供があったときにいいんじゃないのかなというように思ったんですが、その辺に対する補助は考えてないということなんですけれども、どうですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

ドライブレコーダーの映像につきましては、例えばテレビで何かの事故があった際にも映像、個人からの提供映像ということでドライブレ

コーダーだったり、スマートフォンの動画が報道機関に提供されているわけですが、その際にも報道機関では関係者も含めてモザイクをかけて、その行為だけを映している、放映している状態でございます。ですので、これを自分が撮影したからといって他人が写っている映像をSNS等に流した場合、流すことによって犯罪のおそれが出てくる、そういった可能性のあるものに対して公費で補助金をするものはいかなるものかと考えているということでございます。個人でおつけになる部分につきましては、問題はないとは思いますが、議員さんおっしゃるとおり犯罪の抑止力につながることも確かではあります、そのほかのこともあり得るということでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） なかなか総務課長難しいこと言うので、前向きに捉えることはできないんですね。分かりました。

次、公約についてということでアスレチックパークの構想なんですが、町長の構想、どのようなアスレチックを考えているのか。例えば富谷市には大亀公園、大衡村にもあります。ああいうような形のことを想定しているのかどうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今、町で考えている、子供たちも自分たちの将来の町のイメージをパソコンで描いたものがどういうものかということになりますと、千葉県にある、あのようなディズニーランドみたいな大枚な予算を必要とするものを私が町に提案しているものでない。ああいうものを求めているのではないということをお子孫たちも理解してございます。あの縁に行く途中の左側の雑木山、あの雑木も50年ぐらいなってますから、結構な多さに。あの雑木の木を利用した、要するに空中を移動する、そういう遊び物、ワイヤーロープを伝わって隣の沢に行ったり、そういう施設がまず一つ。

それからオートキャンプ場、それから一般的なキャンプ場といわれるキャンプ場。また、これも外国で生活をしてきた人で英語の達者な方が本町に何回かお見えになって、今子供たちがすごく憧れて、そういうものにチャレンジするサバイバル、サバイバルゲームの拠点をその一角につくりたいと。サバイバルゲームの。そういうものを作ったり、まず自然を活用した今の既存の縁ラインガルテン、それから乗馬クラブ、そういうものをもう少し立体的に、観光事業としての総合

的な遊び場を欲しいと。こういう内容から、今後専門家をお願いして様々な手がけている事業者の皆さんにも、この事業に考え方、検討委員会の委員をお願いして、その素案を仕上げると、そういう内容のものです。

今予算がどれだけかかるかとか、どの規模でとどめるかというようなことは、まだ何も考えておりませんが、あの全体100町歩、100ヘクタールの中、60ヘクタール、それだけは町としても自然林として残さなくてないという、そういう考えでありますので、その100ヘクタールを、エリアにそういう事業を展開する、そういうことありますので、まさに自然と共有した事業展開をする。今、道の駅に年間55万人の来客が来ている。その人たちの何割かはそちらのほうに誘導したり、またそれから櫻井家の古民家の活用なども一つの観光エリアの中で考えてまいりたいということあります。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） このアスレチックパークって子供たちの意見、前にももらったやつでこういうのがあったらいいなということで考えたパークだと思っていたので、子供たちのためのパークだと思っていたんですけども、ということは大人の人たちが観光で来て使えるようなパークにしたいということいいんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 親子連れで、親子、親も子も一緒になって遊べる、そういうゾーンです。いろんな11のブースがありますから、どこに来るかは分かりませんが、まず園に来て親子で遊べる、そういう場を提供すると、そういうことです。都会の子も地元の子も一緒になって触れ合う、そして親子で大郷を知ってもらって、片っ方では定住促進やっているから、そこに自分たちの住む場所も設けたいなど。大郷の人たちが大変心豊かな人が多いなど、こう思われるような環境づくりにも一役買っていただきたいなどというふうに思っています。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 私は最初から大衡にある、大衡村にあるような、富谷市にあるようなばっかりしか頭になかったんです。例えば木を使って、木を切ったやつを使ってそういうものをやるのであれば木は腐れるわけですよ。そうするとまた撤去にお金かかるわけです。例えばね、例えばやんちゃ丸もそのとおりであって結構かかりますよ。そういうのを想定していたものですからオートキャンプ場なんていう頭は全然な

かったものですから、そう考えたんですけれども、最後に公園をつくってほしいというのは町民からあったんです、大郷町には。例えばボールを蹴る、投げる、打つ、そういうような場所ってないんですよ。子供たちが。ないの。確かに郷郷ランドあります。狭いですよね。本当に子供たちが跳ね回る、そういうような場所をつくってほしいという親からの意見もあったんです。ところが、なかなかやっぱり財政的に厳しい中で、そういう話を持ち出すのもちょっとつらいなというふうに思っていたんです。もしそういうのもあるのであれば、本当にみちのく湖畔公園の一角だけでもいいからそういうような平らなところをつくってほしいんです。

町長らの年代では小さいころ、遊びっていったら相撲とか力自慢の遊びしかなかったじゃないですか。ボール使って遊んだとか記憶にありますか。我々のときはボール1個しかないんですよ。それでいろんなことを、子供たちだけで遊びを考えて遊んでいたわけです。今なんて総務課長なんか分かっているけれどもロクモンスやってる子供なんていないですよ。いないよね。そういう場所がないから。そういう子供たちが自分で考えて遊べるような場所が、もし財政的に余裕があるのであれば考えほしいと思うんですが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） やるからには財政がある・なしじゃない。本当に必要な事業なんだと。大郷町の将来にとって、大郷町の未来がこういう町でありたいという、これから大郷町を背負って立つ子供たちが描いた夢を形に変えるというのが我々の大人の責任だなと、そう思っていますので、これはあらゆる事業費をかき集めても応えていかなければならない。

そして、また国のほうも今地方創生に対する考え方も昨日自民党総裁も決まったので、もうそろそろそれなりに、今各地方自治体が東京に集中していますよ。そういうことからしましても私もそういう関係する代議士ともつながりがございますので、既にその話も向こうに行っている。そんなことで財政の厳しいからこそ今将来に向かって何かをしなくてないのかという方向性をぶれないでやっていかなくてないということでもあります。

それからもう一点、今の関連する内容であります、中学校の子供たちがあの狭い校庭で野球、ソフト、サッカーと3つの競技をやっているそうです。一番歴史の若いサッカーの部活が大変野球、ソフトに遠

慮しながらやっているの、何とかしてサッカー場をつくって欲しいかという子供たちの願いがございました。これにどう応えるかということで、プラス思考でものを見たら、あああったな、今度の中粕川復興事業の中に、あの緑地帯の中にサッカー場をつくってやろうということで今国交省とも協議を進めているところであります。そういう形で新しい国の力をいかに我々が上手に取り入れていくかという、そういう先見性も必要だということでありますので、必ずしも財政がないから、財源がないから、力がないからでなくて……。

議長（石川良彦君） 町長、その答えに……。

町長（田中 学君） どうしてそこに目を向けていくか……。

議長（石川良彦君） 考えていくということでもいいですね。

町長（田中 学君） ということが大事なので……。

議長（石川良彦君） 簡単をお願いします。

町長（田中 学君） 議員の質問についても、そこまで私が前向きに話をしているということは多分理解されたというふうに思いますが……。

議長（石川良彦君） 余り拡大しなくて大丈夫です。

町長（田中 学君） よろしくどうぞお願いを申し上げて、財源なくてもやっ  
ていこうという、その気力、それがなければ最初から何もできないと  
いうことでありますので、よろしくどうぞお願いを申し上げたいと思  
います。

議長（石川良彦君） ということです。よろしいですか。はい。

7番（熱海文義君） 町長の熱弁は聞いたんですけれども、公園、子供たちが  
跳ね回る公園、つくるのかつくらないのか聞いただけなんだけれど  
も、一緒にその構想もやって検討していくということでもいいですか。

議長（石川良彦君） そういうこと含めてやっていくという、さっきその延長  
でサッカー場まで出たということです。

議長（石川良彦君） これで、熱海文義議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

---

日程第3 同意第3号 大郷町監査委員の選任につき同意を求める  
ことについて

議長（石川良彦君） 次に日程第3、同意第3号 大郷町監査委員の選任につ  
き同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意3号、監査委員の選任につき同意を求めるものであ

ります。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町味明字森屋敷23番地の1  
氏 名 雫 石 顕  
生年月日 昭和28年9月16日  
令和3年9月30日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページに、次ページの経歴書を御覧いただき、同意を賜りたいと存じますので、どうぞ経歴書を目を通していただいて御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げて説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 全協でも聞きましたけれども、地域振興公社の監査委員もやっているということで、町長は地域振興公社のほうの監査委員を辞めていただくというように発言したと思いますが、町長にその権限があるんですか。まず1点。

それから、この監査委員の方、2つの監査委員をやっていたことに問題はないと認識していたのか。あってもそのままやっていたのか、その辺のことを聞きたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私から、筆頭株主としての立場から監査委員を指名する権限がございます。そういうことで雫石氏を監査委員にお願いをしていたということでもあります。

それから、分かっている町の監査委員と兼務させたのかということですが、正直言って私分かってございませんでした。それが今回分かったので、本人に公社の監査委員を退いていただくことを確認をし、公社にもその旨伝えてございますので、今は全協の日をもって公社の監査委員を抹消しているということでもあります。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 町長の認識でということじゃなくて、監査委員さん自体、監査委員やっているんだから何か研修をやっているわけですよ。こういうのはいいとか悪いとか、そいづをやっている監査委員さん本人が

2つの、第三セクターと一緒に監査委員をやっているということに問題意識はなかったんですかと聞いたんです。

それから、筆頭株主の権限なんですね、監査委員の任命というのは。地域振興公社のほうです。そうなんですね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（武藤浩道君） お答えいたします。

筆頭株主であります町側と、それから地域振興公社の理事会のほうで監査委員、どなたにするかというのを決めているわけでございますので、町は筆頭株主でございますので問題ないと。

議長（石川良彦君） 監査委員の認識については。副町長。

副町長（武藤浩道君） 監査委員の認識につきましては、地方自治法の199条の2に監査法上の除斥の規定がございます。今まで筆頭監査委員は地域振興公社の監査役にもなっておったわけなんですけど、これは違法ではございません。どちらもできるんですが、例えば町の監査をする場合、町から財政援助団体等の監査をする場合、代表さん、筆頭さんは監査ができないという規定でございます。ですから、今まで令和元年の9月9日から地域振興公社の監査役をやっておるのでございますが、現在まで、元年9月9日から現在まで町の地域振興公社に対する監査はしておりません。以上でございます。

議長（石川良彦君） 監査委員本人さんの認識については、誰も分からないということですね。はい。熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 今、最後にどっちか監査してないと聞いたんですけども、監査してなくて監査委員なんですか。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 副町長。

副町長（武藤浩道君） 舌足らずで申し訳ございません。地域振興公社の監査役としては監査しているわけです。町の監査として地域振興公社の監査はしていないということです。定期監査・随時監査いろいろあるんですが、町として、町に2人おりますけれども、監査委員ですね、議選の監査委員さん、それから一般から今回同様に出ていただく監査委員さん、2人いるんですが、町の監査を、財政援助団体の監査をやる際に除斥されるという規定によりまして、199条の2によって排除されるわけです。言い方悪いんですけども。町で監査やる際に……（発言者あり）そうです。町、町の監査委員として……（発言者あり）そうです。町の監査委員としての立場で監査役に就いているわけでございますので、筆頭さん個人として監査役に就いてるわけですから問

題ないんです。法的に。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今の件ですね、必要なかったという言葉は、必要というか、いわゆる役割をお願いしておいて監査しなかったということは、その時点で問題があったということですか。なぜその段階で監査委員を替えるようなことをしなかったんですか。ずっとそのまま令和、先ほど令和だか平成だか、多分令和元年から云々という話だと思うんですが、令和元年に気づいたということになれば、この段階からもう既に監査委員としての、いわゆる振興公社の監査委員としての役割は問題があるということだったんだから、その段階で替えるべきだったんじゃないんですか。なぜ今までに至っているんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

まず監査委員の任命に兼業の、兼務の可否につきましては、地方自治法 180 条の 5 第 6 項に規定が置かれておりますが、これはあくまでも当該地方公共団体との請負等に係るものについてのものであり、地方公共団体が出資している団体に対する監査委員を就任することは法律上禁止されておられません。

先ほど来問題になっております兼業の件ですけれども、先ほど町長答弁したとおり、今回よく調べたら財政援助団体の監査を町の監査委員としてする場合に除斥されるということを、本人は就任当時分からなかったようでございます。現在、その旨を町側から御連絡し、そういった兼務することによって地域振興公社の、町の監査委員としての監査ができない旨を申し上げましたところ、辞職されるということになったものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 公社側から今回の対象になっている監査委員に対する手当など、どうなっているのか、1点。

それから、なぜこのようなことが放置されていたのか。その辺気づいたんでしょうから、早くね、もっとその間に替えて補充するということが必要だったと思うんですよ。

ということは、確かにいろいろ援助団体云々言っておりますが、約1億円近くの財源を、町からの金の持ち出しがあるわけで、7,500万がいまだにガーデン事業の中で実施されたものが戻ってこない、補助金がね。かなり多額の金が町から持ち出しされている団体なんですよ。

そういう中であって監査委員が厳しく、その場に実際入らなかったからどうのこうのではなく、立場として、同じ人間が一つのものに就いて、責任あるわけですから、黙っていても、その場合には何らかの形で阿吽の姿が出てくると思うんですよ。そういう状況について、何も考えなかったんですか。いわゆる責任者として、誰が責任者なのか。多分公社の責任者、今田中 学さん、町長が責任者だと思うんですね。その辺について、気づかなかったということよりも気づかないふりをしたんでないかと私から言わせると言いたいんですが、町長、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 気づかないふりをしていたのではないかと、そのような疑惑を受けたわけではありますが、そうであればその時点で対処した行動があるはずであります。それがなかったということは本当に知らなかったということに對しまして深くおわびを申し上げたいと思います。今後そういうことのないように、ただいま選任をいたす前に隼石氏には全協が終わった時点で公社の監査委員を除斥してもらうということで確認をしてございますので、公社のほうもそのような取扱いをするようにというようにいたしましたので、何ら今の立場は問題ないというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ちなみにですね、これまでの過去について何も、今町長の答弁があったように前向きな形で解消していくということでございますので、それを評価しながらも、今後空白になるであろう監査委員、公社の監査委員については、どのように考えているのかお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） できれば民間登用で、しっかりした経営能力のあるような、監査までできるような人材を登用したいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第3号 大郷町監査委員の任命につき同意を求めるこ

とについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番赤間茂幸議員、4番大友三男議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。赤間茂幸議員及び大友三男議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 賛成 10票

反対 3 票

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、同意第 3 号 大郷町監査委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

---

日程第 4 議案第 58 号 令和 3 年度大郷町一般会計補正予算  
(第 6 号)

議長 (石川良彦君) 日程第 4、議案第 58 号 令和 3 年度大郷町一般会計補正予算 (第 6 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長 (熊谷有司君) 皆さん、こんにちは。

それでは、議案第 58 号 一般会計補正予算 (第 6 号) につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書 2 ページを、お開き願います。

議案第 58 号 令和 3 年度大郷町一般会計補正予算 (第 6 号)

令和 3 年度大郷町の一般会計補正予算 (第 6 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,938 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55 億 9,376 万 6,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 30 日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算ですが、新型コロナウイルスワクチン接種業務について、時間外及び休日等の接種単価の増に伴う増額、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため営業時間短縮等の要請に協力した飲食店に対する協力金支給及び新型コロナウイルス感染症の発生に起因して経営の安定に支障を来している中小企業者等に対して事業支援交付金支給に係る予算について計上したものでございます。

歳入では、新型コロナウイルス関連の国庫補助等の特定財源、財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、各項ごとに内容を説明いたします。まず、歳入です。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金345万3,000円の増額補正。時間外及び休日等の接種費単価の増に伴う新型コロナウイルス接種費負担金の増によるものでございます。

第2項国庫補助金942万7,000円の増額補正。新型コロナウイルス感染症事業者支援等に係る地方創生臨時交付金の増によるものでございます。

第16款県支出金第2項県補助金2,584万5,000円の増額補正。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び感染症対応事業者支援市町村補助金の増によるものでございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金57万3,000円の増額補正。財源調整としての財政調整基金の増によるものでございます。

歳入補正額合計3,938万8,000円でございます。

続きまして、4ページを御覧いただきます。

歳出です。

第4款衛生費第1項保健衛生費354万3,000円の増額補正。時間外及び休日等の接種費単価の増に伴う新型コロナウイルス接種業務の増によるものでございます。

第6款商工費第1項商工費3,584万5,000円の増額補正。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため8月20日から10月1日までのまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言期間中に宮城県の営業時間短縮等の要請に協力した飲食店に対する協力金支給及び新型コロナウイルス感染症の発生に起因して経営の安定に支障を来している中小企業者等に対して事業継続支援交付金支給に伴う増額でございます。

歳出補正額合計3,938万8,000円でございます。

以上、補正前の予算額55億5,437万8,000円に歳入歳出とも3,938万8,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ55億9,376万6,000円とするものでございます。

一般会計補正予算（第6号）につきましては、以上の内容です。

議案第58号につきましても、提案理由の説明は、以上でございます。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御

可決賜りますよう申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第58号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 拡大協力金と、あと支援交付金、具体的な金額と対象件数がおのおのどれくらいあって、あと大まかなスケジュールです。支払いまでのスケジュールをお示してください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

まず、拡大防止協力金でございますが、こちらにつきましては期間が3期に分かれてございます。3期・4期・5期ということで、これまで1期・2期ということでやってきましたが、3期については8月20日から8月27日までの7日間、4期につきましては8月27日から9月13日までの17日間、5期につきましては9月13日から10月1日の午前5時までということになりますので、10月1日までの18日間ということでそれぞれ区分けされてございます。それぞれにおいて、おおよそということになりますが、3期については約300万、4期については約1,100万、5期については760万ということで交付を見込んでおるところでございます。

この交付の積算根拠となります件数でございますが、それぞれ主に飲食店ということになりますが、15件を見込んでございます。

それから、事業継続支援交付金でございますが、こちらにつきましては前年もしくは一昨年の子間の平均の売上げを比較して、今回1月から6月までということになりますが、9月から12月です、9月から12月ということで、その期間において20%以上の売上げの減少があった場合ということで中小企業者に対して交付するものでございます。こちらにつきましては、1件当たり定額で10万円、こちらの100事業者ということで予算1,000万円ということで、さらにですね、そこにさらに県からプラスで交付金がございます、さらにそこに10万円プラス4万円ということで14万円ということになりますが、こちらで、合計で1,400万円の計上ということになります。

なお、スケジュールということになりますが、本日予算の御可決いただきましたら要綱の交付、公告のほうさせていただきまして、早速申請受付をさせていただければと思います。その申請いただきまして、こちらでも事務処理をさせていただきながら、迅速に事業者の方に届きますように迅速に対応してまいります。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 詳細にわたって御説明ありがとうございます。

申請してから支払いまでの期間というのは幾らと見ていらっしゃるんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちらにつきましては、警察での事業者の確認ということもございますので、そうなりますと3週間ぐらいから事務的な時間としてはかかってくるようになると思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第58号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第5 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 日程第5、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各委員長から所管事務のうち会議規則第70条の規定により、お手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は時節柄大変お忙しい中、連日御審議を賜りましたことを心から感謝申し上げます。

今定例会は、去る9月14日開会以来17日間にわたり、令和2年度各種会計決算認定を中心に、人事案件、条例の一部改正、令和3年度各種会計補正予算などを審議してまいりましたが、議員各位の特段の御協力により、ここに今定例会を閉会できましたこと感謝を申し上げます。

今定例会に提案されました議案等、決算認定等、いずれも町政を展開していく上で重要な案件でありましたが、議員各位におかれましては町民の代表機関としての機能を十分に発揮され、終始極めて真剣な審議により、それぞれ適切・妥当な結論を得たのでありまして、この御精励に対し、深く敬意を表しますとともに厚く御礼を申し上げます。

また、執行部におかれましても、町長を初め課長各位には審議の間、常に真剣な態度で御協力をくださいました。その御労苦に対し、深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは決算審査特別委員会において出されました意見・要望などに特に配慮していただき、今後の町政執行に十分反映されますようお願いするものであります。

収穫の秋、議員各位には何かと御多忙のこととは存じますが、それぞれ御自愛くださいまして今後町政の積極的な推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、令和3年第3回大郷町議会定例会を閉会といたします。  
大変御苦勞さまでした。

午 前 11時36分 閉 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員